川南町立学校における新しい生活様式

１　登校前・登下校時

（１）免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を取るよう指導する。

（２）毎朝、登校前に検温や健康状態を確認し、「健康観察シート等」に記入し、学校に提出する。なお、登校前に確認できなかった児童生徒は、登校後に必ず保健室等で検温を行う。

（３）発熱や風邪等の症状が見られた場合は、児童生徒は自宅で休養する。また、保護者は学校への連絡を確実に行う。

　　　なお、平熱が低い場合や高い場合は、事前に学校に相談するとともに、症状によっては自宅で休養する。

（４）登下校では、症状がなくてもマスク着用を基本とする。マスクの色や形、素材については限定しない。なお、授業における手作りマスクの製作をはじめ、家庭や地域の協力のもとマスクを作成するなど、準備が困難な児童生徒への対応を図る。

（５）学校に登校したら、手洗い等を行った上で教室に入る。登校後、帰宅後は３０秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

（６）朝の会では、手洗いやマスク着用の確認をする。

２　学校生活

（１）校内では、症状がなくてもマスク着用を基本とする。ただし、熱中症対策のため状況に応

じて着脱させたり、定期的に水分補給させたりするなど工夫する。

（２）手洗いを行う時間を、定期的（２時間程度ごと）に確保する。なお、手洗い場に多くの人

が集まらないように時間を分けて設定するなど工夫する。

（３）毎時間、学級担任及び教科担任が児童生徒の健康観察を行い、授業を開始する。

（４）休み時間の過ごし方ついては、原則トイレ休憩、授業準備の時間とし、できる限り密接・

密集することがないように指導する。

（５）教室は、対角線上の２個所以上の窓を常に開けておき、出入口のドア等もできる限り開放

するなど換気を徹底する。

（６）座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業における児童生徒の位置や学習形態について、可能な限り配慮する。

（７）体育等、活動を伴う学習においては、人と人との接触をできるだけ避けるようにする。また、一度に大人数が集まって密集する活動とならないよう、可能な限り配慮する。

（８）当面の間、集会等、一度に大人数が集まって密集する行事や活動は、原則として延期または中止する。

（９）児童生徒が触れる機会が多い箇所（手すり、ドアノブ、スイッチ等）は、定期的に消毒液等を使用して清掃を行う。

（10）校内（教室や廊下等）に、３密に関するポスター（厚生労働省作成）や咳エチケットのポスター等を掲示し、児童生徒への喚起・指導を徹底する。

３　給食

（１）食事の前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底する。

（２）給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプ

ロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検する。

（３）食事をする際には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫をする。

　　※　食事はマスクを外すことから、近距離で会話をする状況は、特に感染リスクが高い。

４　放課後・部活動等

（１）部活動を除く、放課後の不要不急の活動については極力控える。なお、やむを得ず実施す

る場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わないよう配

慮する。

（２）部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒に任せて実施するのではなく、部活動顧問や外部指導者等の指導・管理の下で実施する。（過度な運動は控える）

（３）学校生活と同様の基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。

（４）活動場所は、原則校内とする。ただし、通常の活動場所として近隣の施設を使用している部活動については、その限りではない。（施設使用については、施設の管理者と要相談）

（５）部活動ごとに活動日や活動時間を設定するなど、可能な限り２つ以上の部活動が同時に〃場所で活動しないような工夫をすること。

（６）部室等の利用に当たっては、短期間の利用とすることや、一斉に利用させないことで、密集を防ぐようにする。

（７）部活動の開始前には健康観察を行い、発熱や体調不良等の症状が見られる場合は、部活動への参加を見合わせる、途中であっても帰宅させる等の対応を徹底する。

（８）以上のような取組に加え、各学校に適した独自の創意工夫を行うことにより、３つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）が重ならないよう、実施内容を検討する。

　　　また、令和２年５月１８日付け県中体連発第４４号「学校再開に伴う部活動の取組について（お願い）」も併せて参考にする。

５　児童生徒の出席停止

（１）児童生徒が感染した場合の出席停止の期間については、医療機関の指示に従う。また、児

童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最後の濃厚接触から起算し

て２週間の出席停止となる。

（２）児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる時には、自宅で休養するよう指導する。この場合については、出席停止の扱いとする。